

【減免対象自動車の所有者・使用者】

- (1) 障害者本人運転の場合は、「障害者本人」を「所有者・使用者」に登録してください。

| | | |
|---------|-----|-------|
| 車 検 証 ⇒ | 所有者 | 障害者本人 |
| | 使用者 | 障害者本人 |

- (2) 家族運転の場合は、「生計同一証明書に記載されている運転者（a）」を「使用者」として登録することもできます。

| | | | | | |
|---------|-----|-------|----|-----|--------|
| 車 検 証 ⇒ | 所有者 | 障害者本人 | 又は | 所有者 | 障害者本人 |
| | 使用者 | 障害者本人 | | 使用者 | 運転者(a) |

- (3) 常時介護者の運転の場合は、「常時介護証明書に記載されている運転者（b）」を「使用者」として登録することもできます。

| | | | | | |
|---------|-----|-------|----|-----|--------|
| 車 検 証 ⇒ | 所有者 | 障害者本人 | 又は | 所有者 | 障害者本人 |
| | 使用者 | 障害者本人 | | 使用者 | 運転者(b) |

- (4) 「所有権留保（割賦販売）車」の場合は、「障害者の方」を「使用者」に登録してください。

| | | |
|---------|-----|-----------|
| 車 検 証 ⇒ | 所有者 | 車販売店・信販会社 |
| | 使用者 | 障害者本人 |

- (5) 18才未満の障害者の方、療育手帳をお持ちの方、又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の場合は、「障害者の方と生計を一にする方」を「所有者」として登録することもできます。なお、精神障害者保健福祉手帳による減免を申請される場合は、本人又は家族運転にかかわらず自立支援受給者証（申請日において有効期間が経過していないもの）の写しの添付が必要です。

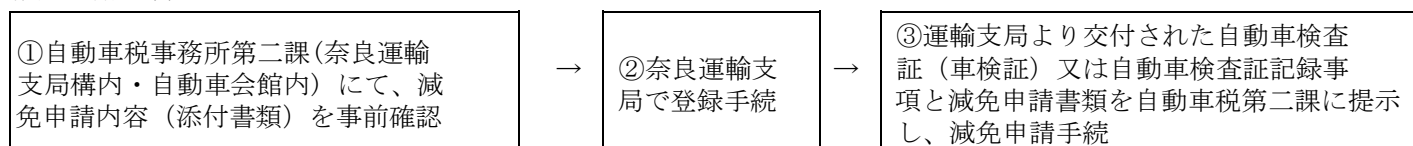
【減免申請手続】

既に車検証の名義が【減免対象自動車の所有者・使用者】に該当している自動車で、障害の区分が【減免できる範囲】である場合は、必要な書類を揃えて自動車税事務所または、お近くの県税事務所にて当該車の自動車の減免申請手続を行ってください。その場合、減免申請する方がその年度の納税義務者の場合は、原則申請月の翌月から減額となります。なお、既に当該車の自動車税を完納しているときは、月割りで還付となります。

新たに自動車を取得される場合は、奈良運輸支局で「新車新規登録」や「中古車新規登録」等の登録をする前に、自動車税事務所自動車税第二課にて下記の手順（①→②→③）により自動車税の減免申請手続を行ってください。

また、「管轄変更（転入）登録」「移転登録」等で自動車税が登録時に課税されない場合でも、翌年度以降の自動車税の減免申請は受け付けます。（なお、この時に提出されない場合は翌年度の自動車税の納期限までに自動車税事務所またはお近くの県税事務所にて自動車税の減免申請を行ってください。）

※減免申請手順



【その他の減免】

- ・専ら障害者の利用のため特別な装置（車いすの昇降装置、固定装置、浴槽等）を備えた自動車。
- ・自動車検査証の「車体の形状」欄に『車いす移動車（身体障害者輸送車）』、『入浴車』、『ドリー付入浴トレーラ』、『入浴フルトレーラ』、『入浴セミトレーラ』と記載されている特種用途自動車（8ナンバー車）をいいます。
- ・奈良運輸支局で登録する際に、自動車税第二課で自動車税の減免申請手続を行ってください。（減免される額や必要書類については、事前にお問い合わせください。）

【次年度以降の申請手続等】

現在減免を受けている自動車については、毎年度更新申請手続が必要で、毎年「減免更新申請・申告書」を送付します。

「減免更新申請・申告書」と「必要書類」を提出期限までにかならず自動車税第一課へ提出（郵送可）してください。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が施行され、平成28年1月1日より個人番号及び法人番号の利用が開始されたことに伴い、県税関係の申告・申請等につきましても、個人番号又は法人番号の記入が必要となったことから、「減免更新申請・申告書」についても納税義務者の個人番号を記入していただく必要があります。また、番号及び本人確認のためマイナンバーカード又は番号通知カード（番号通知カードの記載事項に変更があった場合は個人番号記載の住民票）及び身分証明書（顔写真真付）を提示（郵送の場合は表裏のコピーを添付）してください。なお、減免更新申請・申告書の提出がない場合は、引き続いて減免の取り扱いができなくなり、税金を納めていただくこととなります。

また、減免の要件に該当しなくなったとき（例：等級変更等）や申請した内容（例：住所変更等）に変更があったときは、自動車税第一課へすみやかに申告してください。

車を乗り換えられる場合は、自動車税第二課で新たに減免申請手続を行ってください。その場合、既に減免を受けている自動車については、新たな自動車の減免を申請する日（同日を含む）までに、抹消又は名義変更をする必要があります。

【車検を受けるとき】

継続検査用の自動車税納税証明書（旧自動車税種別割等を含む）が必要な場合は、自動車税事務所またはお近くの県税事務所《所在地等は「自動車税に関する問い合わせ先」を参照》までお問い合わせの上、交付請求してください。

【減免できる範囲】

| ○ 身体障害者（身体障害者手帳の交付を受けている方）の障害の区分 | | 障 害 の 級 別 | | |
|--|------|-----------|-----------|----------|
| | | 本 人 運 転 | 生計同一の家族運転 | 常時介護者の運転 |
| 視覚障害 | | 1級～4級 | 1級～4級 | 1級～4級 |
| 聴覚障害 | | 2級・3級 | 2級・3級 | 2級・3級 |
| 平衡機能障害 | | 3級 | 3級 | 3級 |
| 音声機能障害（無喉頭） （喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限り） | | 3級 | | |
| 上肢不自由 | | 1級・2級 | 1級・2級 | 1級・2級 |
| 下肢不自由 | | 1級～6級 | 1級～3級 | 1級～3級 |
| 体幹不自由 | | 1級～3級・5級 | 1級～3級 | 1級～3級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 1級・2級 | 1級・2級 | 1級・2級 |
| | 移動機能 | 1級～6級 | 1級～3級 | 1級～3級 |
| 心臓機能障害 | | 1級・3級 | 1級・3級 | 1級・3級 |
| じん臓機能障害 | | 1級・3級 | 1級・3級 | 1級・3級 |
| 呼吸器機能障害 | | 1級・3級 | 1級・3級 | 1級・3級 |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | | 1級・3級 | 1級・3級 | 1級・3級 |
| 小腸機能障害 | | 1級・3級 | 1級・3級 | 1級・3級 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | 1級～3級 | 1級～3級 | 1級～3級 |
| 肝臓機能障害 | | 1級～3級 | 1級～3級 | 1級～3級 |

※二つ以上の部位に障害がある場合は、いずれかの部位の障害が「減免できる範囲」の級別に該当していることが必要です。

※同一の部位に重複して障害がある場合は、手帳交付先の福祉事務所にてその部位の合計した等級を確認してください。

例：膝関節機能障害と股関節機能障害がある場合の、下肢不自由の等級

○知的障害者の方の障害の区分

| | |
|------------|---|
| 療育手帳をお持ちの方 | A1（最重度） ・ A2（重度） *ただし、A（重度）と記載されているものも同様とする。 |
|------------|---|

○精神障害者の方の障害の区分

| | |
|---|--------------------------------------|
| 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で 通院医療費の公費負担を受けている方 | 1 級 （自立支援医療受給者証（精神通院）を受けている方に限り。） |
|---|--------------------------------------|

○戦傷病者の方の障害の区分

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 戦傷病者手帳をお持ちの方 | 減免できる障害の程度は自動車税事務所自動車税第一課にお問い合わせください。 |
|--------------|---------------------------------------|

※複数の手帳の交付を受けている場合は、全ての手帳を提示してください。

《生計同一証明書・常時介護証明書の発行窓口》

| お住まいの市 町村 | 身体障害者手帳 をお持ちの方療 育手帳 | | 精神障害者保健福祉手 帳をお持ちの方 | 戦傷病者手帳をお持 ちの方 |
|--------------|---------------------------|-----------------|-----------------------|--------------------------------|
| | | | | |
| 奈良市 | 障がい福祉課 | 0742-34-1111(代) | 同左 | 県庁 地域福祉課 0742-22-1101(代) |
| 大和高田市 | 社会福祉課 | 0745-22-1101(代) | 同左 | |
| 大和郡山市 | 障害福祉課 | 0743-53-1151(代) | 同左 | |
| 天理市 | 社会福祉課 | 0743-63-1001(代) | 同左 | |
| 橿原市 | 障がい福祉課 | 0744-20-0015 | 同左 | |
| 桜井市 | 社会福祉課 | 0744-42-9111(代) | 同左 | |
| 五條市 | 社会福祉課 | 0747-22-4001(代) | 同左 | |
| 御所市 | 福祉課 | 0745-62-3001(代) | 同左 | |
| 生駒市 | 障がい福祉課 | 0743-74-1111(代) | 同左 | |
| 香芝市 | 社会福祉課 | 0745-79-7151 | 同左 | |
| 葛城市 | 社会福祉課 | 0745-69-3001(代) | 同左 | |
| 宇陀市 | 介護福祉課 | 0745-82-3675 | 同左 | |
| 山添村 | 住民福祉課 | 0743-85-0045 | 同左 | |
| 平群町 | 福祉課 | 0745-45-5872 | 同左 | |
| 三郷町 | 住民福祉課 | 0745-73-2101(代) | 同左 | |
| 斑鳩町 | 福祉課 | 0745-74-1001(代) | 同左 | |
| 安堵町 | 健康福祉推進室 | 0743-57-1590 | 同左 | |
| 川西町 | 福祉子ども課 | 0745-44-2211(代) | 同左 | |
| 三宅町 | 住民福祉課 | 0745-44-3073 | 同左 | |
| 田原本町 | 健康福祉課 | 0744-34-2090 | 同左 | |
| 曾爾村 | 保健福祉課 | 0745-94-2101(代) | 同左 | |
| 御杖村 | 保健福祉課 | 0745-95-2828 | 同左 | |
| 高取町 | 福祉課 | 0744-52-3334(代) | 同左 | |
| 明日香村 | 健康子ども福祉課 | 0744-54-5550 | 同左 | |
| 上牧町 | 福祉課 | 0745-76-1001(代) | 同左 | |
| 王寺町 | 福祉介護課 | 0745-73-2001(代) | 同左 | |
| 広陵町 | 社会福祉課 | 0745-55-6771 | 同左 | |
| 河合町 | 福祉政策課 | 0745-57-0200(代) | 同左 | |
| 吉野町 | 長寿福祉課 | 0746-32-8856 | 同左 | |
| 大淀町 | 福祉介護課 | 0747-52-5501(代) | 同左 | |
| 下市町 | 健康福祉課 | 0747-52-0001(代) | 同左 | |
| 黒滝村 | 保健福祉課 | 0747-62-2031(代) | 同左 | |
| 天川村 | 健康福祉課 | 0747-63-9110 | 同左 | |
| 野迫川村 | 住民課 | 0747-37-2101(代) | 同左 | |
| 十津川村 | 福祉事務所 | 0746-62-0902 | 同左 | |
| 下北山村 | 保健福祉課 | 07468-6-0015 | 同左 | |
| 上北山村 | 保健福祉課 | 07468-3-0380 | 同左 | |
| 川上村 | 健康福祉課 | 0746-52-0111(代) | 同左 | |
| 東吉野村 | 住民福祉課 | 0746-42-0441(代) | 同左 | |

《自動車税に関する問い合わせ先》

※軽自動車税については各市町村の税務担当課へお問い合わせください。

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|-------------------------|------------------------------------|--------------|
| 奈良県自動車税事務所 (自動車税第一課) | 〒639-1184 大和郡山市満願寺町60の1 (郡山総合庁舎内) | 0743-51-0081 |
| (自動車税第二課) | 〒639-1037 大和郡山市額田部北町981の8 (自動車会館内) | 0743-57-0300 |

《自動車税減免申請の受付先》

自動車税減免申請受付

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|-------------------------|--|--------------|
| 奈良県自動車税事務所 (自動車税第一課) | 〒639-1184 大和郡山市満願寺町60の1 (郡山総合庁舎内) | 0743-51-0081 |
| (自動車税第二課) | 〒639-1037 大和郡山市額田部北町981の8 (自動車会館内) | 0743-57-0300 |
| 奈良県奈良県税事務所 | 〒630-8113 奈良市法蓮町757 (奈良総合庁舎内) | 0742-20-4532 |
| 奈良県中南和県税事務所 | 〒634-8506 橿原市常盤町605の5 (橿原総合庁舎内) | 0744-48-3007 |
| (高田窓口センター) | 〒635-0085 大和高田市片塩町12の5 (大和高田市市民交流センター(コスモスプラザ)3階) | 0745-51-8100 |
| (吉野窓口センター) | 〒639-3111 吉野郡吉野町上市133 (吉野町中央公民館内) | 0746-32-2687 |

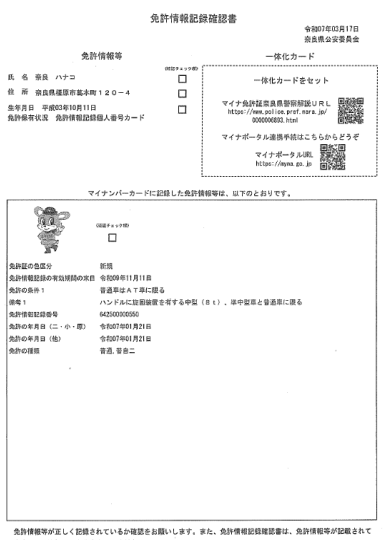
※ 新たに自動車を取得される場合は、奈良運輸支局で「新車新規登録」や「中古車新規登録」等の登録をする前に、自動車税事務所自動車税第二課にて自動車税の減免申請手続きを行ってください。

マイナ免許証のみをお持ちの方へ


免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）の券面には減免申請に必要な免許情報が記載されません。マイナ免許証のみをお持ちの場合は、免許情報を確認するため、以下の1～3のいずれかをご用意ください。

なお、提出書類には、〔氏名・住所・生年月日・有効期間の末日・免許の種類・免許の条件・免許情報記録番号〕が記載されていることをご確認ください。


1. マイナ免許証の新規取得、更新時等に交付される「免許情報記録確認書」の写し



2. マイナポータルでの免許情報の画面を印刷したもの




3. マイナ免許証読み取りアプリで表示した免許情報を印刷したもの



※ マイナ免許証の読み取りはセキュリティの都合で県は対応が出来ません。必ず申請者ご自身で、上のいずれかの書類をご用意ください。

※ マイナ免許証及びマイナ免許証読み取りアプリの詳細については、以下のホームページ（外部サイト）でご確認ください。

| | |
|--|---|
|  |  |
| 奈良県警察ホームページ https://www.police.pref.nara.jp/0000006893.html | マイナ免許証読み取りアプリ専用サイト https://myna-menkyo-app.npa.go.jp/ |